第八十八条第一項第二号中「障害防止」を「放射線障害防止」に、同項第三号中「取扱う」を「取り扱う」に改める。

第九十条第三号、第六号、第十一号及び第十二号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。

第九十四条第三項、第九十六条第二項及び第九十八条第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第百九条第四項中「提出部数は」の下に「、」を加える。

第百十三条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第百十六条第三項、第百十七条第三項及び第百二十条第三項中「正本一通及び写し一通」を「、正本及び写し各一通」に改める。

第百三十七条中「提出部数は」の下に「、」を加える。

様式第二から様式第六までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二1⑵①の表中「き琢へ」を「き琢へ。」に改める。

（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十四条　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一の表核燃料物質使用計画の項中「(炉内そう入用)」を「(炉内挿入用)」に、「炉内そう入量」を「炉内挿入量」に改め、同表備考3中「炉内そう入用」を「炉内挿入用」に改め、同表備考6中「炉内そう入用」を「炉内挿入用」に、「炉内そう入量」を「炉内挿入量」に改め、別記様式第二中「通り」を「とおり」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第十五条　試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和六十一年総理府令第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第八継手引張試験の項及び型曲げ試験の項中「日本工業規格　Z3121」を「日本産業規格　Z3121」に改める。

別表第九試験の方法の欄及び合格基準の欄中「すべて」を「全て」に改め、同表備考2ホ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第十三試験の方法の項中「はく離」を「剥離」に、「あっては」を「あつては」に改める。

付表母材の種類の欄中「日本工業規格G3106」を「日本産業規格G3106」に、「日本工業規格G3115」を「日本産業規格G3115」に、「日本工業規格G3118」を「日本産業規格G3118」に、「日本工業規格G3119」を「日本産業規格G3119」に、「日本工業規格G3126」を「日本産業規格G3126」に、「日本工業規格G3127」を「日本産業規格G3127」に、「日本工業規格G3461」を「日本産業規格G3461」に、「日本工業規格G3462」を「日本産業規格G3462」に、「日本工業規格G3464」を「日本産業規格G3464」に、「日本工業規格G3455」を「日本産業規格G3455」に、「日本工業規格G3456」を「日本産業規格G3456」に、「日本工業規格G3458」を「日本産業規格G3458」に、「日本工業規格G3202」を「日本産業規格G3202」に、「日本工業規格G3204」を「日本産業規格G3204」に、「日本工業規格G5151」を「日本産業規格G5151」に、「日本工業規格G4051」を「日本産業規格G4051」に、「日本工業規格H4140」を「日本産業規格H4140」に、「日本工業規格H5202」を「日本産業規格H5202」に改め、同表備考中「日本工業規格　G4051」を「日本産業規格　G4051」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第十六条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項、第三条第三項、第十条第三項、第十一条第一項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第十三条の六第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十八条第一項第一号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。

第二十一条第三項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の四第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第二十二条の七第三項、第二十二条の八第三項、第二十二条の十一第三項及び第二十二条の十三第三項中「正本一通及び写し一通」を「、正本及び写し各一通」に改める。

第二十九条中「電磁的記録媒体」の下に「(電磁的記録」を加える。

別記様式第一の前の「(別記)」を削る。

別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第五から別記様式第七までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一中「様式第1」を「別記様式第1」に改め、別記様式第二中「様式第2」を「別記様式第2」に改め、別記様式第三中「様式第3」を「別記様式第3」に改め、別記様式第五中「様式第5」を「別記様式第5」に改め、別記様式第五の二中「様式第5の2」を「別記様式第5の2」に改め、別記様式第五の三中「様式第5の3」を「別記様式第5の3」に改め、別記様式第六中「様式第6」を「別記様式第6」に改め、別記様式第七中「様式第7」を「別記様式第7」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正）

第十七条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項、第三条第三項、第二十三条第三項、第二十四条第一項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第二十六条の六第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三十二条第一項第一号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。

第三十五条の二第二項及び第三十五条の三第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第三十五条の六第三項、第三十五条の七第三項及び第三十五条の十第三項中「正本一通及び写し一通」を「、正本及び写し各一通」に改める。

別記様式第一の前の(別記)を削る。

別記様式第一から別記様式第三までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一中「様式第1」を「別記様式第1」に改め、別記様式第一の二中「様式第1の2」を「別記様式第1の2」に改め、別記様式第一の三中「様式第1の3」を「別記様式第1の3」に改め、別記様式第二中「様式第2」を「別記様式第2」に改め、別記様式第三中「様式第3」を「別記様式第3」に改める。

（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十八条　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項、第五条第三項、第七条第四項、第九条第五項、第十条第二項、第十二条第五項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第五十九条第四項中「正本一通及び副本一通」を「正本及び副本各一通」に改める。

第六十条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第七十六条第一項第七号中「講じる」を「講ずる」に改める。

第六十七条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第七十七条第五項中「前四項」を「前各項」に改める。

第八十三条第一項第二号、第八十五条第六号及び同条第十二号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。